

○ 茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令の一部改正について

平成20年7月14日
通達甲少第21号警察本部長

本部内各部課(所、隊)長
警察学校長
各警察署長

少年補導職員による少年相談業務、サポート活動等については、茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令(平成11年茨城県警察本部訓令第7号。以下「訓令」という。)及び茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令の制定について(平成11年3月30日付け通達甲少第21号。以下「旧通達」という。)に基づき実施していたところであるが、このたび、訓令の一部を改正したことから、その効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 改正の概要

少年警察活動に関する訓令(平成15年茨城県警察本部訓令第14号)の一部改正により、警察本部長(以下「本部長」という。)は必要な教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる少年補導職員を少年法(昭和23年法律第168号)第6条の2第3項に規定する警察職員として指定することができることとなったことから、訓令第3条の茨城県警察少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)の業務に触法少年に係る事件の調査(以下「触法調査」という。)及びぐ犯少年に係る事件の調査(以下「ぐ犯調査」という。)を加えたものである。

2 サポート活動の意義

少年の非行を防止するためには、非行の前兆となりうる不良行為等の時点から、早期に適切な対応を図る必要がある。また、犯罪被害により精神的に大きなダメージを受け、そのために健全な育成が阻害される場合があり、これに対しても早期に適切な対応を図り、精神的被害を軽減させる必要がある。

サポートセンターが行うサポート活動とは、少年相談や検挙、補導等の警察活動の過程において、保護者等からの依頼により少年の非行問題等の解決のため、又は犯罪被害からの立直りのため、当該少年及び保護者に対し、少年補導職員と地区サポーター、サポートアドバイザーとが連携を図りながら、継続的かつ専門的な指導及び助言を行うものである。

3 サポートセンターの活動要領

(1) 少年相談

サポートセンターにおいては、少年補導職員が電話(少年相談コーナー)又は面接により少年相談に応じ、適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。

(2) サポート活動

ア 少年補導職員は、保護者がサポート活動を希望するときは、速やかに、当該保護者(必要により対象少年)と面接を行うものとする。

イ 少年補導職員は、アの面接の結果について、サポート活動面接カード(別記様式第1号)により、サポート活動の要否の意見を付してサポートセンター長に報告するものとする。

- ウ サポートセンター長は、少年補導職員からの報告に係る少年について、必要によりサポートアドバイザーの指導及び助言を得るなどし、サポート活動及び地区サポーター要請の要否の意見を付して「サポート活動面接カード」により、生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)に報告し、その指揮を受けるものとする。
- エ 少年補導職員は、サポート活動を行うことが決定されたときは、保護者に対し、その旨を通知するとともに、当該保護者からサポート活動依頼書(別記様式第2号)の提出を受けなければならない。
- オ 少年補導職員は、サポート活動を行うときは、活動計画を策定し、サポートセンター長に報告するものとする。
- カ 少年補導職員は、サポート活動を開始した場合は、サポートカード(別記様式第3号)を作成するものとする。
- キ サポートセンター長は、サポート活動を行うに当たっては、対象少年の年齢、性別、性格、行状等を勘案し、当該少年に最も適した地区サポーターを指定するものとする。
- ク 少年補導職員は、地区サポーターと緊密に連絡を取りながらサポート活動に当たるとともに、その状況について、適宜サポートセンター長に報告するものとする。
- ケ 地区サポーターは、サポートセンター長の求めによりサポート活動を行うときは、活動計画に基づき行うものとする。また、サポート活動を行うに当たっては、少年補導職員と常に協議するものとする。
- コ サポートアドバイザーは、サポートセンター長の依頼により、サポート活動について専門的な見地から指導、助言等を行うものとする。
- サ 少年補導職員は、保護者からの申出等によりサポート活動を行う必要がなくなつたと認めるときは、サポートセンター長に報告するものとする。
- シ サポートセンター長は、サポート活動を終了するとき、少年課長に報告し、その指揮を受けるものとする。

(3) 触法調査及びぐ犯調査

本部長から少年法第6条の2第3項に規定する警察職員として指定を受けた少年補導職員は、調査主任官又は当該調査を担当する警察官の指示を受け、触法調査及びぐ犯調査を行うことができるものとする。

(4) 街頭補導活動

少年補導職員は、警察署、少年指導委員、青少年相談員等の少年の健全育成に携わるボランティアや市町村、学校等の関係機関等と連携を図り、計画的な街頭補導活動を行うものとする。

(5) 少年の薬物乱用を防止するための活動

サポートセンターは、警察署、市町村教育委員会、学校等と連携を図り、児童、生徒、地域住民等に対する薬物乱用防止教室の開催や広報啓発活動を積極的に行うものとする。

(6) 地域、学校及び家庭への情報提供

サポートセンターは、地域、学校及び家庭を対象とした広報紙等を定期的に作成、配布するとともに、地域部門において発行するミニ広報紙や県及び市町村広報紙等へ少年の非行防止及び健全育成に関する情報の提供を積極的に行うものとする。

4 サポートセンターの活動実施上の留意事項

- (1) サポート活動は、保護者の依頼を前提とし、保護者と協力しながら行うものであり、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。
- (2) 地区サポーターによるサポート活動は、保護者が地区サポーターが行うことを了承しているときに行うものとする。
- (3) 地区サポーターは、サポート活動を行うときは、警察本部長が交付する身分証明書を携帯し、必要があるときは、関係者にこれを提示するものとする。

5 運用上の留意事項

少年課長は、次の事項に留意し、少年補導職員、地区サポーター及びサポートアドバイザーの効果的な運用に努めるものとする。

- (1) サポートセンターの運用に当たっては、児童相談所、青少年センター等の関係機関、少年指導委員協議会、青少年相談員連絡協議会等の関係団体と緊密な連携を図ること。
- (2) 地区サポーターと少年補導職員との合同研修会を定期的を開催するなどし、少年の特性の理解並びに少年及び保護者の人権の尊重及び秘密の保持に留意させることのほか、効果的なサポート活動のために必要な知識、技能等の向上を図ること。
- (3) 警察署との連携を密にし、サポート活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- (4) サポート活動等に従事する者の受傷事故及び交通事故の防止に配慮すること。

6 警察署長の措置

サポート活動を行うことを必要とする少年は、警察署において取り扱う少年相談、非行少年等の検挙、補導、地域警察官の巡回連絡等の警察活動の過程において発見することが多いことから、訓令第11条に警察署長の措置を定めたものであり、次の点に配慮すること。

(1) サポートセンターへの連絡

訓令第11条の「当該保護者が希望するとき」とは、保護者がサポート活動を依頼することについて、依頼する意思を明確に表示した場合のほか、サポートセンターに相談をすることについて関心を示した場合も含むものである。

(2) 周知のための活動

少年相談、補導等のほか、各種講習会、座談会等の開催、警察署広報紙及びミニ広報紙の発行等あらゆる警察活動の機会を通じて、サポートセンターの活動について広く周知し、その利用の促進を図ること。